

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について(通知)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

- ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1,610円
- ② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1,660円

(2) 施術料

- ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1回につき 1,300円
- ② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1回につき 1,520円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電